

【2012年度 国民年金法】

【ココだけは絶対に外せない！！】

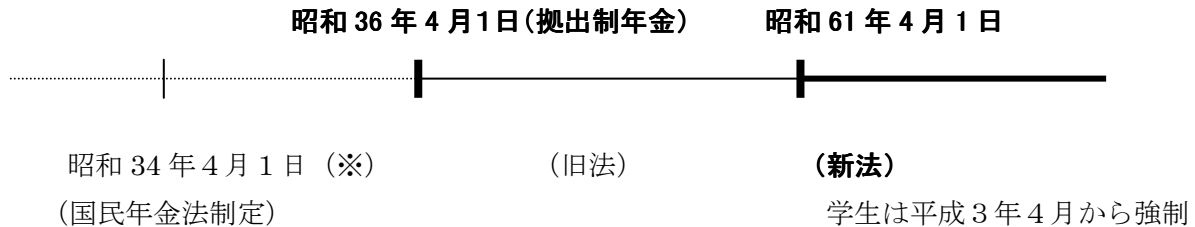
※ 会社員などお仕事をされていて勉強時間が限られる方はこちらから優先して勉強すると良いでしょう。過去問によく出題されている箇所優先で選びました。**優先すべき箇所は太文字表示しております。**

第1回講義	公的年金制度の沿革・用語の定義	P 668～P 671
第2回講義	強制被保険者・任意加入被保険者	P 673～P 675
第3回講義	特例の任意加入被保険者・被保険者の資格の取得喪失	P 675～P 678
第4回講義	任意脱退・被保険者期間	P 678～P 682
第5回講義	届出・第3号被保険者の未届期間に係る特例措置	P 683～P 685
第6回講義	裁定・支給期間・支給停止期間・支払期月	P 687・P 688
	併給の調整(一人一年金の原則)	P 693～P 695
第7回講義	老齢基礎年金の支給要件・合算対象期間①	P 704～P 706
第8回講義	合算対象期間②・受給資格期間短縮の特例	P 706～P 709
第9回講義	老齢基礎年金の額・年金額等の自動改定に関する規定	P 709～P 711
	調整期間・給付水準の下限	P 696～P 699
第10回講義	調整期間(マクロ経済スライド)・物価スライド特例措置	P 700～P 702
第11回講義	振替加算	P 711～P 715
第12回講義	老齢基礎年金の繰上げ支給・老齢基礎年金の繰下げ支給・失権	P 715～P 720
第13回講義	障害基礎年金の支給要件	P 722～P 724
第14回講義	事後重症・基準障害・併合認定・その他障害	P 724・P 725・P 727・P 730
第15回講義	障害基礎年金の額	P 728～P 731
第16回講義	20歳前の傷病による障害基礎年金・障害基礎年金の失権	P 726・P 731
第17回講義	障害基礎年金の支給停止・遺族基礎年金の支給要件	P 732～P 735
第18回講義	遺族の範囲・遺族基礎年金の額	P 736～P 740
第19回講義	遺族基礎年金の失権・支給停止・付加年金	P 740～P 744
第20回講義	寡婦年金・死亡一時金	P 744～P 748
第21回講義	脱退一時金・年金の支払調整(内払・充当)	P 749・P 688～P 690
第22回講義	死亡の推定・未支給年金・損害賠償請求権とその調整	
	受給権の保護・公課の禁止	P 691～P 693
第23回講義	国庫負担・基礎年金拠出金	P 752～P 755
第24回講義	保険料・付加保険料・保険料の免除①	P 756～P 763
第25回講義	保険料の免除②・保険料の前納・保険料の追納	P 763～P 766
第26回講義	督促・滞納処分・延滞金等・不服申立て・時効・ 国民年金基金①	P 767～P 774
第27回講義	国民年金基金②・国民年金基金連合会	P 774～P 777

国民年金法 第1回講義資料

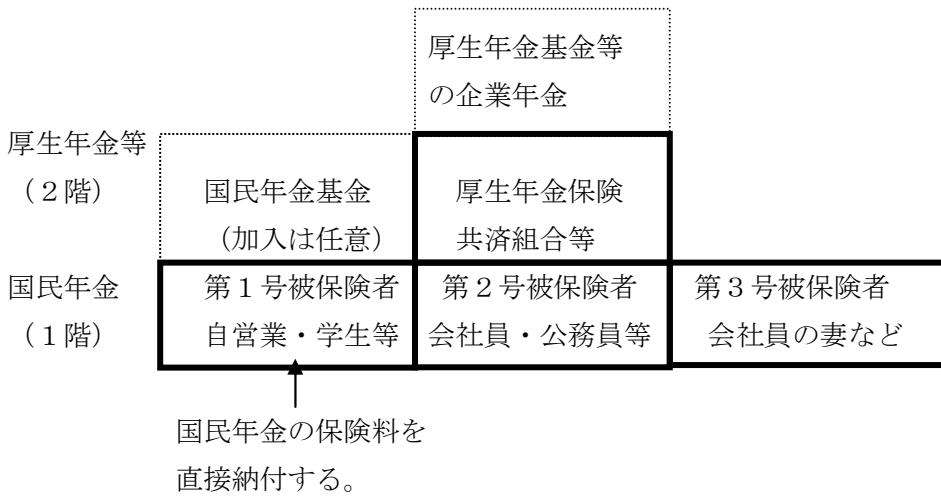
1 公的年金制度の概要

(1) 国民年金制度の歴史



(※) 昭和34年11月より、制度発足時に既に高年齢に達していた人や身体障害の人及び母子状態の人に対しての**無拠出年金(保険料を徴収しない)**である福祉年金の給付を開始した。

(2) 公的年金制度の概要 (昭和61年4月1日以降)



法律に基づいて一定範囲の人が強制的に加入し、その運営に国が深く関与する年金制度のことを「公的年金制度」といいます。

現在、日本の公的年金は次の5つの制度に分けられます。

1. 国民年金
2. 厚生年金保険
3. 国家公務員共済組合
4. 地方公務員等共済組合
5. 私立学校教職員共済制度

国民年金法 第9回講義資料

P709 3. 老齢基礎年金の額

☆ 老齢基礎年金の満額 = 780,900円 × 改定率
 (原則として、20歳から59歳までの**40年間すべて保険料納付済期間**であること。)

☆ 保険料納付済期間が40年に満たない場合 → 不足する期間に応じて**減額される**。

$$\begin{array}{l}
 \boxed{\text{① 保険料納付済期間の月数}} + \boxed{\text{② 保険料4分の1 免除期間の月数} \times \frac{7}{8}} + A \\
 + \boxed{\text{③ 保険料半額免除 期間の月数} \times \frac{3}{4}} + B \quad \boxed{\text{④ 保険料4分の3 免除期間の月数} \times \frac{5}{8}} + C \\
 + \boxed{\text{⑤ 保険料全額免除 期間の月数} \times \frac{1}{2}}
 \end{array}$$

① 保険料納付済期間の月数

② 8分の7を乗じることとなる保険料4分の1免除期間の月数は、480から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を上限とする。

※ A … 保険料4分の1免除期間の月数が、②の上限を超える場合は、その超える月数については、8分の3を乗じることとなる。

③ 4分の3を乗じることとなる保険料半額免除期間の月数は、480から保険料納付済期間の月数及び保険料4分の1免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を上限とする。

※ B … 保険料半額免除期間の月数が、③の上限を超える場合は、その超える月数については、4分の1を乗じることとなる。

④ 8分の5を乗じることとなる保険料4分の3免除期間の月数は、480から保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数及び保険料半額免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を上限とする。

※ C … 保険料4分の3免除期間の月数が、④の上限を超える場合は、その超える月数については、8分の1を乗じることとなる。

⑤ 2分の1を乗じることとなる保険料全額免除期間の月数は、480から保険料納付済期間の月数、保険料4分の1免除期間の月数、保険料半額免除期間の月数及び保険料4分の3免除期間の月数を合算した月数を控除して得た月数を上限とする。

※ 学生等の保険料納付特例期間と30歳未満の第1号被保険者に係る保険料納付特例の期間は老齢基礎年金の金額には反映されない。

【具体例】

- ① 納付済期間 320月
- ② 4分の1免除期間 64月
- ③ 半額免除期間 40月
- ④ 4分の3免除期間 40月
- ⑤ 全額免除期間 8月

① 保険料納付済期間の月数 320月

保険料**4分の1**免除期間の月数 $\times 7/8$ (注意) $7/8$ を乗じることとなる保険料4分の1免除期間の月数は、**480から保険料納付済期間の月数を控除して得た月数を限度とする。**

(※) $480月 - 320月 = 160月$ ($7/8$ を乗じられるのは160月までが限度。)

(納付済)

② $64月 (64月すべて対象) \times 7/8 = 56月$

保険料**半額**免除期 $\times 3/4$ 半額免除は $480月 - 320月 - 64月 \rightarrow 96月$ が限度 (納付済) (4分の1免除)

③ $40月 (40月すべて対象) \times 3/4 = 30月$

保険料**4分の3**免除期 $\times 5/8$ 4分の3免除は $480月 - 320月 - 64月 - 40月 \rightarrow 56月$ が限度 (納付済) (4分の1免除) (半額免除)

④ $40月 (40月すべてが対象) \times 5/8 = 25月$

保険料**全額**免除期 $\times 1/2$ 全額免除は $480月 - 320月 - 64月 - 40月 - 40月 \rightarrow 16月$ が限度。 (納付済) (4分の1免除) (半額免除) (4分の3免除)

⑤ $8月 (8月すべてが対象) \times 1/2 = 4月$

国民年金法 講義資料
 (老齢基礎年金の額は)

$$\textcircled{1}320\text{月} + \textcircled{2}64\text{月} \times \frac{7}{8} + \textcircled{3}40\text{月} \times \frac{3}{4} + \textcircled{4}40\text{月} \times \frac{5}{8} + \textcircled{5}8\text{月} \times \frac{1}{2}$$

780,900円 × 改定率 ×

480月

$$= 707690.06\text{円} (\approx 707,700 \text{円})$$

(注) この例における改定率は1として計算する。

※ 端数処理 … 50円未満は切捨て、50円以上100円未満は100円に切り上げる。

★ 保険料免除期間の老齢基礎年金額への反映割合と国庫負担割合

(法律上の割合)

保険料免除期間の種類	年金額への反映割合	保険料免除期間に係る 国庫負担割合
保険料納付済期間	8分の8	なし
4分の1免除期間 (480-納付済)の月数限度	8分の7	老齢基礎年金額の計算において8分の7に相当する月数とされる 保険料4分の1免除期間に係る給付費の8分の1
(480-納付済)の月数の限度を超える月数	8分の3	
半額免除期間 (480-納付済-1/4免除)の月数限度	4分の3 (8分の6)	老齢基礎年金額の計算において4分の3に相当する月数とされる 保険料半額免除期間に係る給付費の4分の1
(480-納付済-1/4免除)の月数の限度を超える月数	4分の1 (8分の2)	
4分の3免除期間 (480-納付済-1/4免除-半額免除)の月数限度	8分の5	老齢基礎年金額の計算において8分の5に相当する月数とされる 保険料4分の3免除期間に係る給付費の8分の3
(480-納付済-1/4免除-半額免除)の月数を超える月数	8分の1	
全額免除期間	2分の1 (8分の4)	老齢基礎年金額の計算において2分の1に相当する月数とされる 保険料全額免除期間に係る給付費の2分の1
20歳前の傷病による 障害基礎年金		20歳前の傷病による 障害基礎年金の給付に要する費用の 100分の20

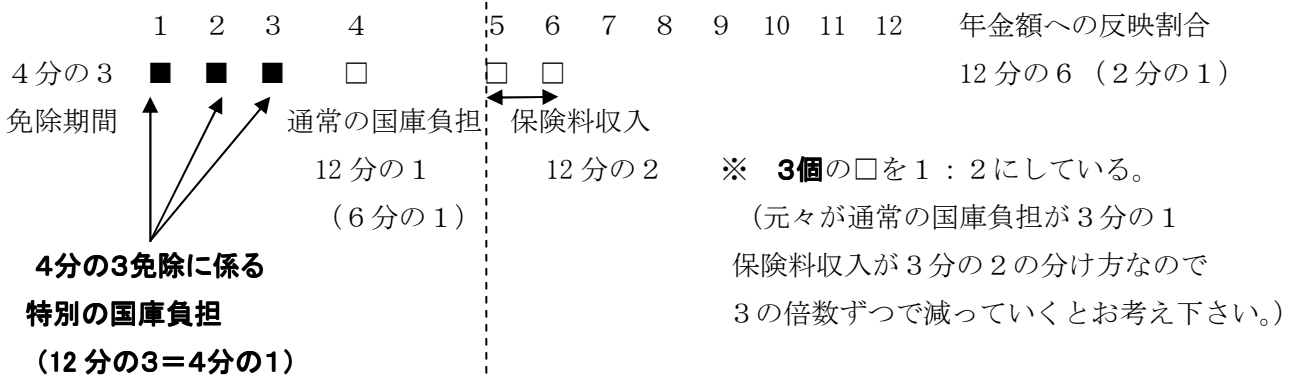
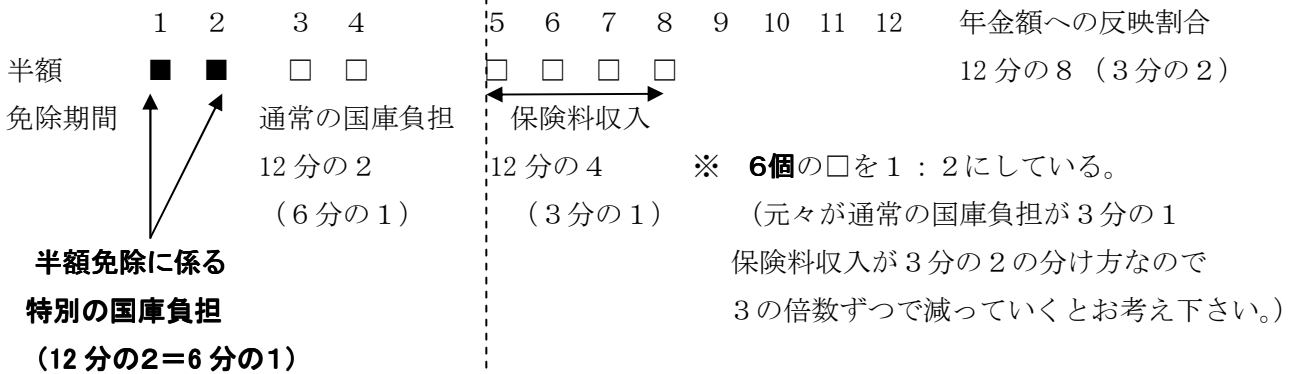
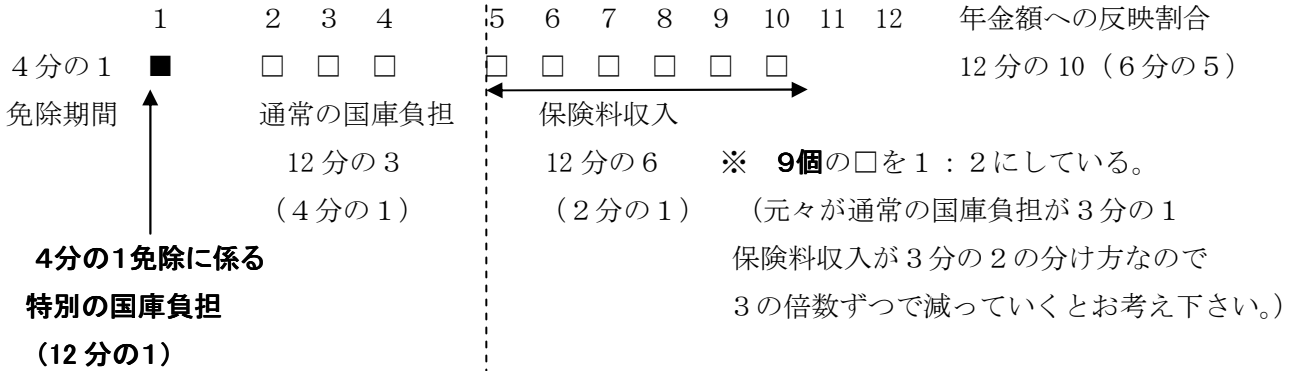
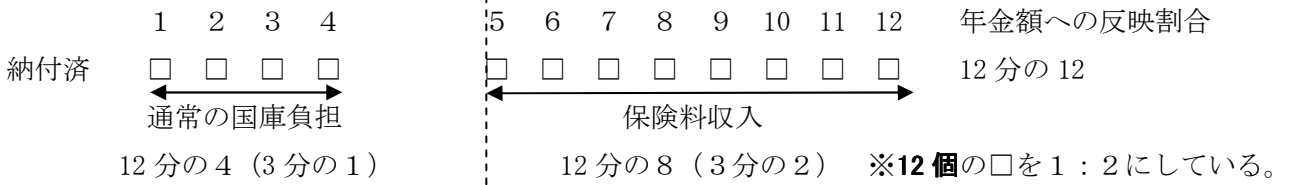
国民年金法 講義資料
(経過措置の割合)

保険料免除期間の種類	年金額への反映割合 (P656 参照。)	保険料免除期間に係る 国庫負担割合
保険料納付済期間	12分の12	なし
4分の1免除期間 (480-納付済)の月数限度	6分の5 (12分の10)	老齢基礎年金額の計算において6分の5に相当する月数とされる 保険料4分の1免除期間に係る給付費の12分の1
(480-納付済)の月数の限度を超える月数	2分の1 (12分の6)	
半額免除期間 (480-納付済-1/4免除)の月数限度	3分の2 (12分の8)	老齢基礎年金額の計算において3分の2に相当する月数とされる 保険料半額免除期間に係る給付費の6分の1
(480-納付済-1/4免除)の月数の限度を超える月数	3分の1 (12分の4)	
4分の3免除期間 (480-納付済-1/4免除-半額免除)の月数限度	2分の1 (12分の6)	老齢基礎年金額の計算において2分の1に相当する月数とされる 保険料4分の3免除期間に係る給付費の4分の1
(480-納付済-1/4免除-半額免除)の月数を超える月数	6分の1 (12分の2)	
全額免除期間	3分の1 (12分の4)	老齢基礎年金額の計算において3分の1に相当する月数とされる 保険料全額免除期間に係る給付費の3分の1
20歳前の傷病による障害基礎年金		20歳前の傷病による障害基礎年金の給付に要する費用の 100分の37

【経過措置の考え方】

※ 経過措置では、通常の国庫負担が3分の1、保険料収入が3分の2で賄う。

だから、通常の国庫負担：保険料収入 = 1：2の比率になる。



国民年金法 第 10 回講義資料

P702 3. 物価スライド特例措置

(法定額) $780,900 \text{ 円} \times \text{改定率 (0.985=平成 23 年度)} = 769186.5 \text{ 円} \approx 769,200 \text{ 円}$

(経過措置) $804,200 \text{ 円} \times 0.981 = 788,920 \text{ 円} \approx 788,900 \text{ 円}$ (実際の年金額)

※ 両者を比べて、**多い方**の金額を支給する。

【本来は】… 年金額は物価変動に合わせるべきだった。

(平成 12 年度)	(平成 13 年度)	(平成 14 年度)	(平成 15 年度)
物価変動 -0.3%	物価変動 -0.7%	物価変動 -0.7%	物価変動 -0.9%
$804,200 \text{ 円} \times 0.997$	$804,200 \text{ 円} \times 0.99$	$804,200 \text{ 円} \times 0.983$	$804,200 \text{ 円} \times 0.974$
= 801,787	= 796,158	= 790,528	= 783,290
≈ 801,800 円	≈ 796,200 円	≈ 790,500 円	≈ 783,300 円

(平成 16 年度)	(平成 17 年度)	(平成 23 年度)
物価変動 -0.3%	この年からマクロ経済スライド導入	
$804,200 \text{ 円} \times 0.971$	780,900 円 × 改定率	$780,900 \text{ 円} \times \text{改定率}$
= 780,878	(平成 17 年度改定率 1)	(平成 23 年度改定率 0.985)
≈ 780,900 円		

【実際は】… 平成 12 年から平成 14 年の間、物価変動率がマイナスであるにもかかわらず、年金額の見直し (物価スライド) を実施しなかった。

(平成 12 年度)	(平成 13 年度)	(平成 14 年度)	(平成 15 年度)
物価変動 -0.3%	物価変動 -0.7%	物価変動 -0.7%	物価変動 -0.9%
804,200 円 × 1.000	804,200 円 × 1.000	804,200 円 × 1.000	$804,200 \text{ 円} \times 0.991$
= 804,200 円のまま	= 804,200 円のまま	= 804,200 円のまま	= 796,962
			≈ 797,000 円

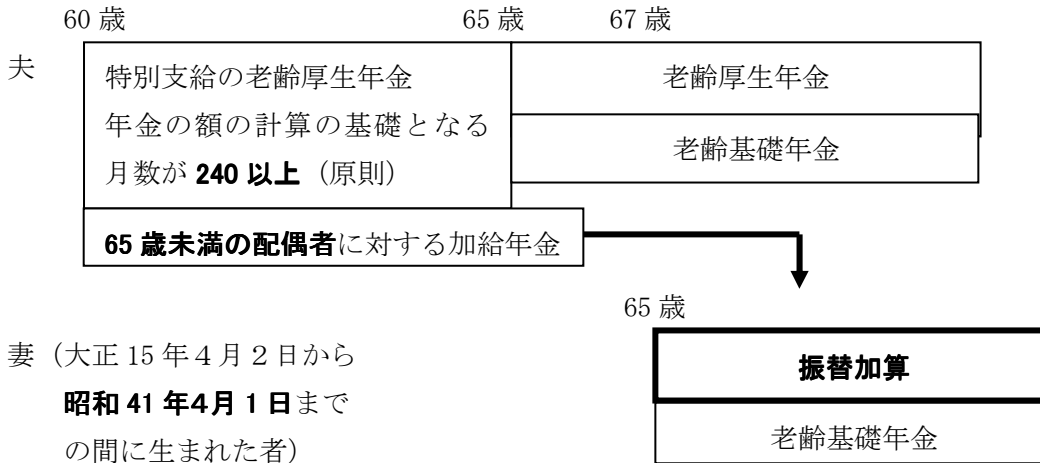
(平成 16 年度)	(平成 17 年度)	(平成 23 年度)
物価変動 -0.3%	物価変動 0.0%	物価変動 -0.4%
$804,200 \text{ 円} \times 0.988$	804,200 円 × 0.988	$804,200 \text{ 円} \times 0.981$
= 794,549	= 794,549	= 788,920 円
≈ 794,500 円	≈ 794,500 円	≈ 788,900 円
	(年金額据え置き)	(年金額据え置き)

└─▶ マクロ経済スライドの導入と平行して経過措置を開始。

国民年金法 第 11 回講義資料

P711 4. 振替加算

(例) 夫 (老齢基礎年金の受給権者の配偶者) が妻 (**老齢基礎年金の受給権者**) より 2 歳年長の場合。



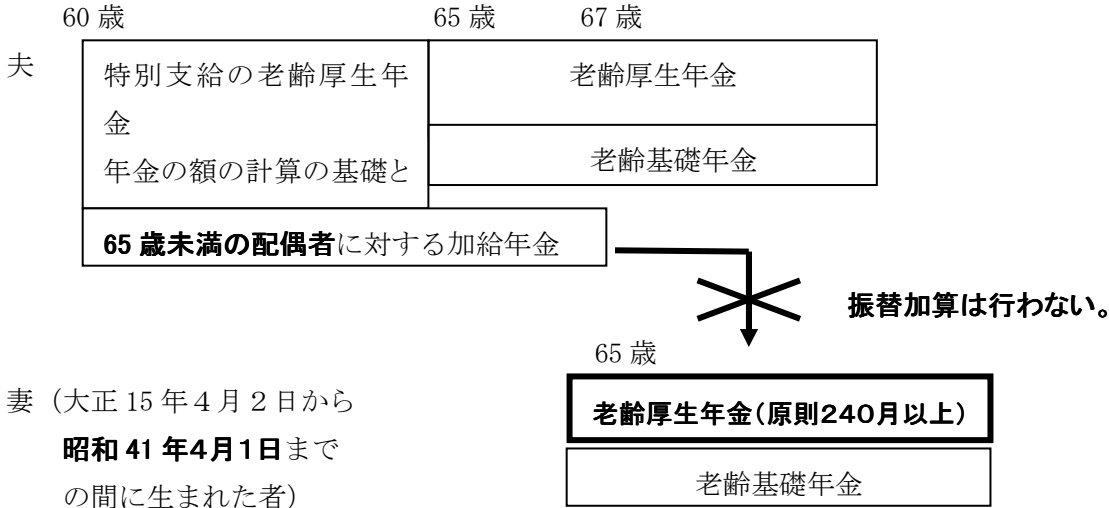
(問題点) この間に生まれた人は**老齢基礎年金の額が少ないケースが多い**。

(振替加算の要件)

1. 老齢基礎年金の受給権者が大正 15 年 4 月 2 日から**昭和 41 年 4 月 1 日以前**の間に生まれた者であること。
2. 65 歳に達したとき次のいずれかに該当するその者の配偶者によって生計を維持し、かつ、65 歳に達した日の前日において、その配偶者が受給権を有する年金たる給付の加給年金額の計算の基礎となっていたこと。
 - ア. **老齢厚生年金又は退職共済年金** (その額の計算の基礎となる被保険者期間等の月数が **240 以上** (中高齢の資格期間短縮の特例に該当する者は、その期間以上) であるものに限る。) の受給権者
 - イ. **障害厚生年金又は障害共済年金** の受給権者 (同一の支給事由に基づく障害で**1 級又は 2 級**の障害基礎年金を受けられる者に限る。)
3. **夫婦ともに大正 15 年 4 月 2 日以後**に生まれた場合であること。

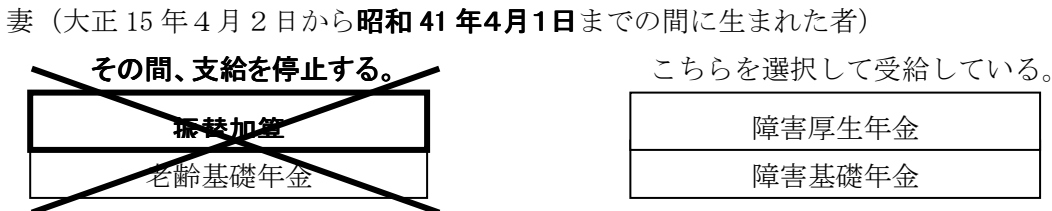
P714 5. ① 振替加算を行わない場合

※ 振替加算は、老齢基礎年金の受給権自身（この例では妻）が**老齢厚生年金、退職共済年金**（被保険者期間等の月数が**240以上**あるもの又は中高齢の資格期間短縮の特例に該当する者に限る。）その他の**老齢又は退職**を支給事由とする給付であって政令で定めるものを受けるときは**行わない**。



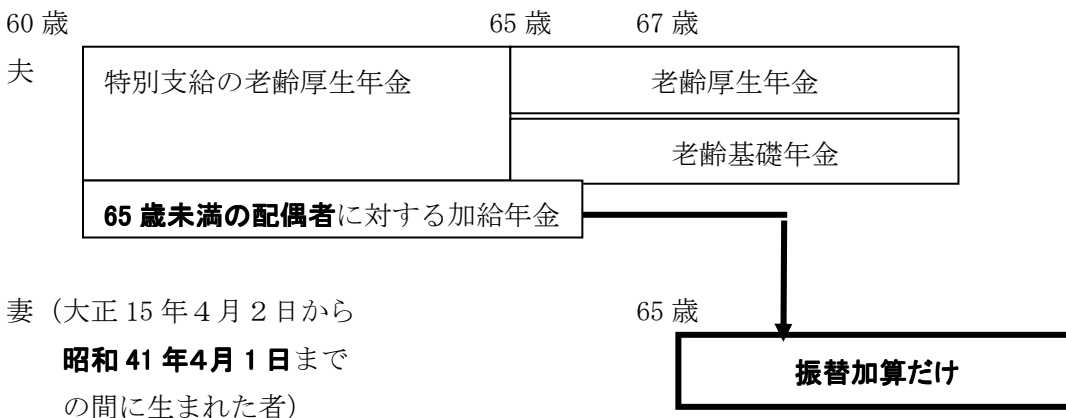
P714 5. ② 振替加算を支給停止する場合

※ 振替加算は、老齢基礎年金の受給権者自身（この例では妻）が**障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金**その他**障害**を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるもの（その全額につき支給停止されている給付を除く。）の支給を受けるときは、**その間、支給を停止する**。



P715 7. 振替加算だけの老齢基礎年金の支給

（例）夫（老齢基礎年金の受給権者の配偶者）が妻（**老齢基礎年金の受給権者**）より2歳年長の場合。



国民年金法 第 12 回講義資料

P715 1. 繰上げ支給の老齢基礎年金（補足）

【昭和 16 年 4 月 1 日以前生まれの規定】

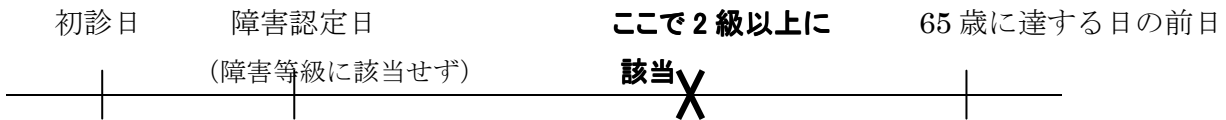
- ① 第2号被保険者・任意加入被保険者である間は、繰上げ支給の請求ができない。
- ② 繰上げ受給権者が第2号被保険者となったときは、その間、繰上げ支給の老齢基礎年金は全額支給停止される。
- ③ 繰上げの減額率
繰上げ支給を請求したときの年齢に応じて 0.42 から 0.11 となっている。
- ④ 特別支給の老齢厚生年金は、繰上げ支給の老齢基礎年金受給中は、全額支給停止(定額部分と報酬比例部分)される。

【昭和 16 年 4 月 2 日以後生まれの規定】

- ① 任意加入被保険者である間は、繰上げ支給の請求ができない。
- ② 繰上げ受給権者が第2号被保険者となっても、繰上げ支給の老齢基礎年金を受給することができる。
- ③ 繰上げの減額率
1,000 分の 5 に当該年金の支給の繰上げを請求した日の属する月から 65 歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。) を乗じて得た額とする。
- ④ 繰上げ支給の老齢基礎年金を受給中でも、報酬比例部分の老齢厚生年金との併給ができる。

国民年金法 第 14 回講義資料

P724 2. 事後重症による障害基礎年金

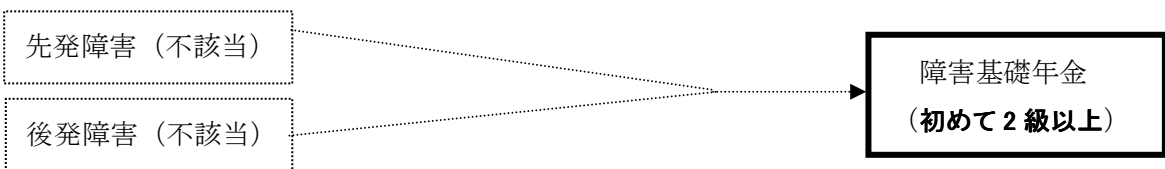


(請求) 65歳に達する日の前日までに請求すること。

(支給開始) 障害等級に該当し、その後本人の請求があった月の翌月から

※ 保険料納付要件は、当該傷病に係る初診日の前日において満たしていること。

P725 3. 基準障害による障害基礎年金



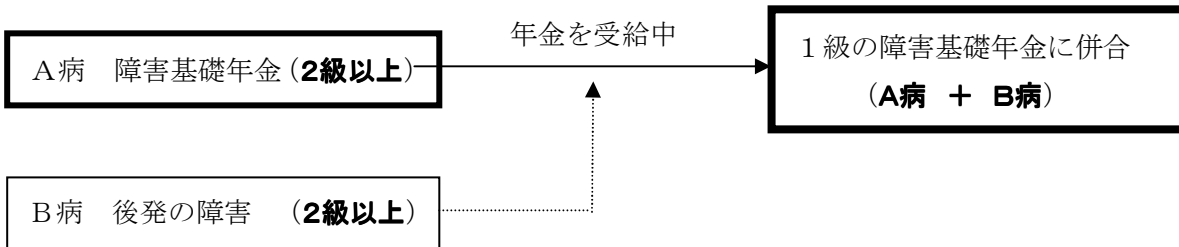
(請求) 65歳に達する日の前日を過ぎていても、請求はできる。ただし、併合して初めて2級以上になるという要件は、65歳に達する日の前日までに該当していることが必要。

※ 保険料納付要件は、基準傷病(後発の傷病)に係る初診日の前日に満たしていること。

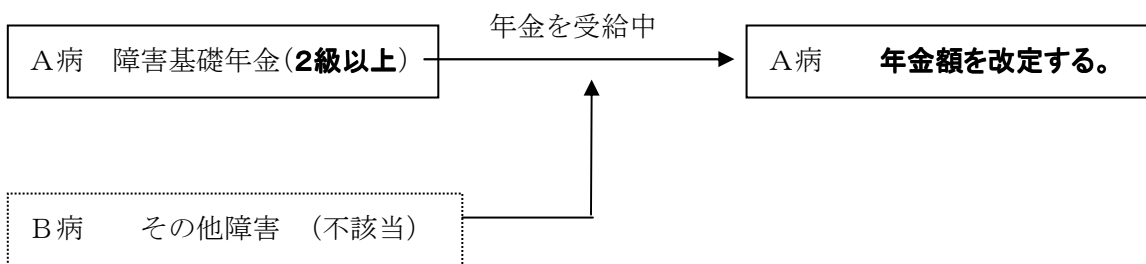
P727 5. 併給の調整（併合認定）

※ 併合認定による障害基礎年金の受給権を 取得したときは、**従前の障害に基づく障害基礎年金の受給権は消滅する。**

(請 求) 65歳に達する日の前日を過ぎていても、請求できる。



P730 (2) ③その他障害が発生したことによる改定



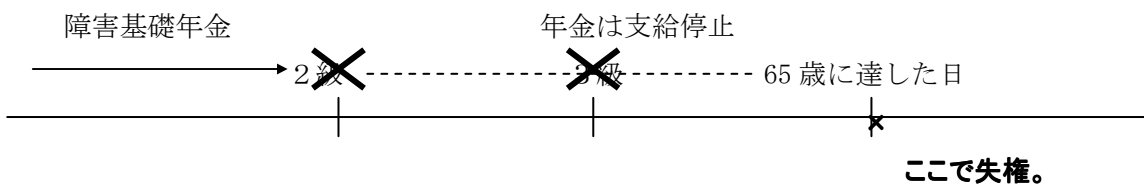
(請 求) 65歳に達する日の前日までに請求すること

国民年金法 第16回講義資料

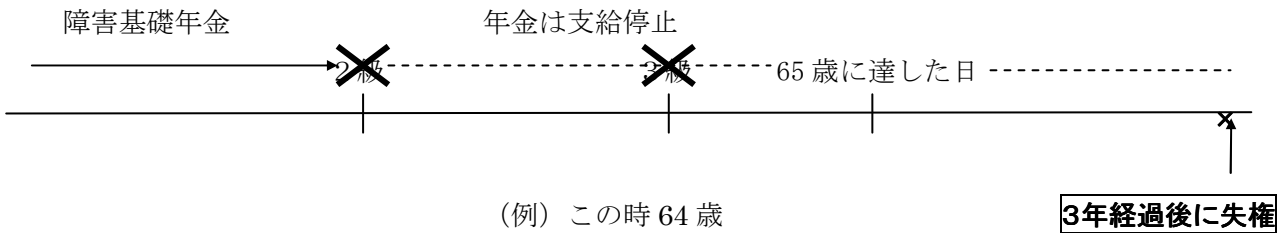
P731 1. 失権（障害基礎年金）

厚生年金保険法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にない者が、65歳に達したとき。但し、65歳に達した日において、障害等級に該当する程度の障害の状態に該当しなくなった日から起算して、3年を経過していないときを除く。(法第35条第2項)

(原則)



(但書)



国民年金法 第 17 回講義資料

P732 2. 支給停止 (障害基礎年金)

★ 障害基礎年金の支給停止事由

通常の障害基礎年金	20歳前の傷病による障害に基づく障害基礎年金
① 労働基準法の障害補償 (6年間) ② 障害等級の状態に該当しなくなったとき (原則として65歳に達する日の前日までは受給権は失権しない。)	① 労働基準法の障害補償 (6年間) ② 障害等級の状態に該当しなくなったとき ※ 20歳前独自の支給停止事由 ① 恩給法に基づく年金給付(増加恩給を除く) ② 労災保険法による年金たる給付等 ③ 刑事施設・労役場等に拘禁されている間。(注1) ④ 少年院等に收容されている間。(注1) ⑤ 日本国内に住所を有しないとき ⑥ 受給権者の前年の所得による支給停止(注2)

(注1) ③④については次の要件に該当する期間とされている

- 懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合若しくは留置施設に留置されて懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行を受けている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合(つまり、有罪が確定した後に身柄を拘束されている期間中に支給停止される。)
- 少年法の規定による保護処分として少年院に送致され、收容されている場合又は売春防止法の規定による補導処分として婦人補導院に收容されている場合

(注2) 所得制限により支給停止されていた障害基礎年金の受給権者が、震災、風水害、火災等により、住宅・家財その他の財産の額のおおむね2分の1以上の損害を受けた場合、損害を受けた月から翌年の7月まで、所得を理由とする支給停止は行われぬ。

【繰上げ支給の老齢基礎年金の受給権者に対して適用されない障害基礎年金の規定】 P717

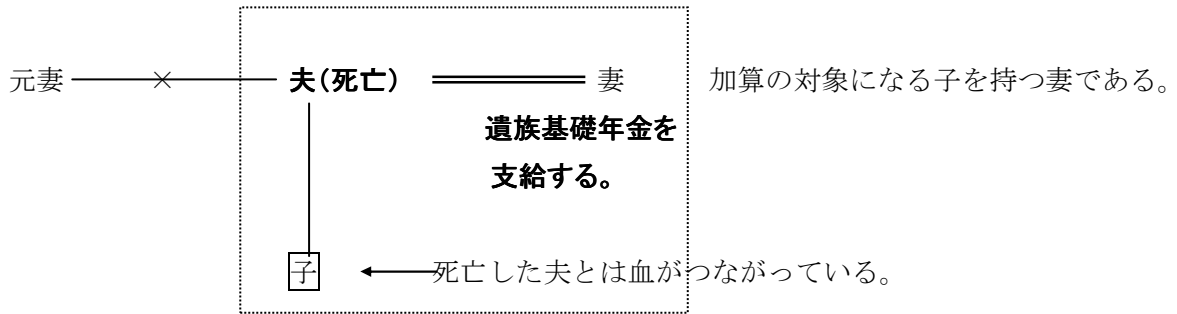
- 被保険者であった者で日本国内に住所を有する60歳以上65歳未満の間に初診日がある障害基礎年金
- 事後重症による障害基礎年金(初診日が20歳前の障害基礎年金の事後重症も含む。)
- 基準障害による障害基礎年金
- その他障害による障害基礎年金の額の改定

国民年金法 第 18 回講義資料

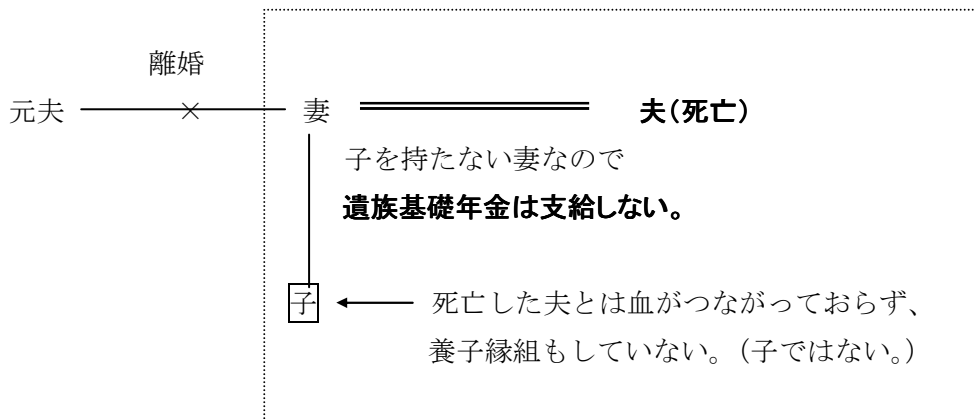
P736 3. 遺族の範囲 . . . 子について

※ 子は原則として、死亡した被保険者との間に血がつながっているか、養子縁組をしていなければ、遺族基礎年金の対象になる子にはならない。

(例示－1)

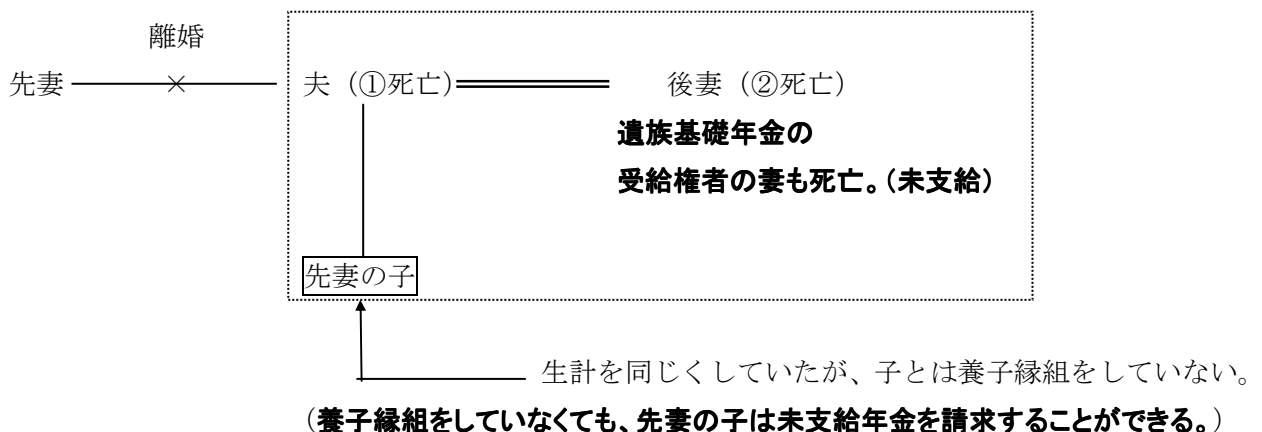


(例示－2)



★ 未支給年金（子に対する特例）

(法第 19 条第 2 項)



国民年金法 第 19 回講義資料

P740 5. 遺族基礎年金の失権

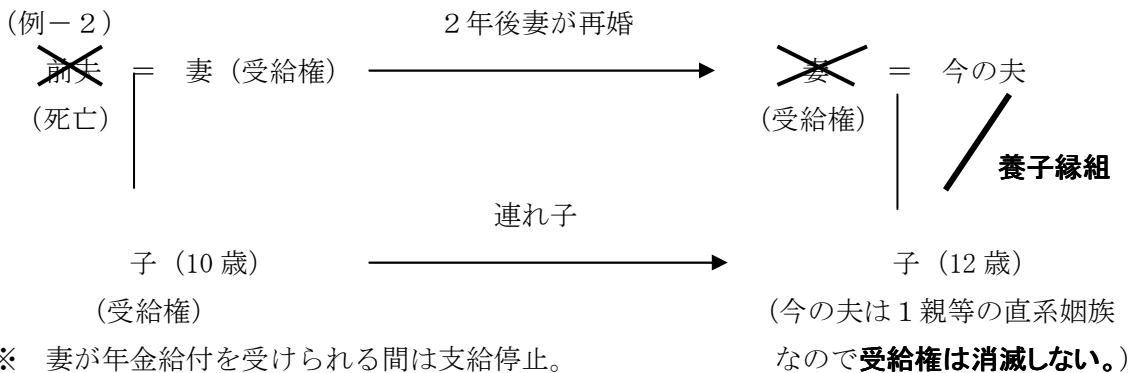
(妻と子共通の失権事由)

1. 死亡したとき
2. 婚姻をしたとき → 婚姻した後に離婚したとしても再び受給権を得ることはできない。

(注意) 受給権者である妻が、姓が婚姻前のものとなった場合は**(復氏)受給権は消滅しない。**

3. 養子となったとき **(直系血族又は直系姻族の養子となった場合は除く。)**

(例-1) 遺族基礎年金の受給権者が、**祖父(直系血族)**の養子となった場合、**受給権は消滅しない。**

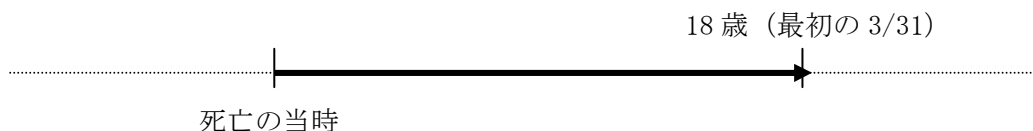


(妻のみに適用される失権事由)

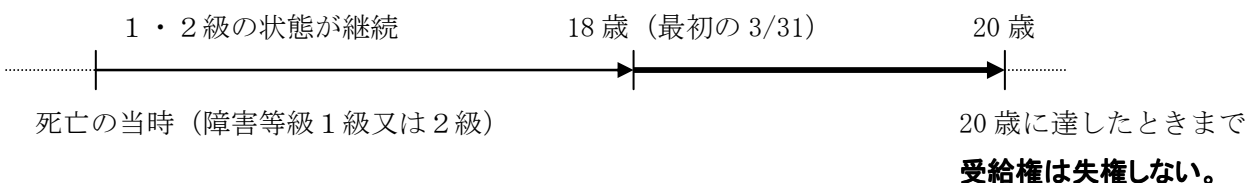
- ※ 上記1～3までの事由で失権するほか、すべての子が「年金額及び加算額」の減額改定事由に該当するに至ったとき受給権は消滅する。
(つまり一定の子と生計を同じくする妻でなくなった場合)

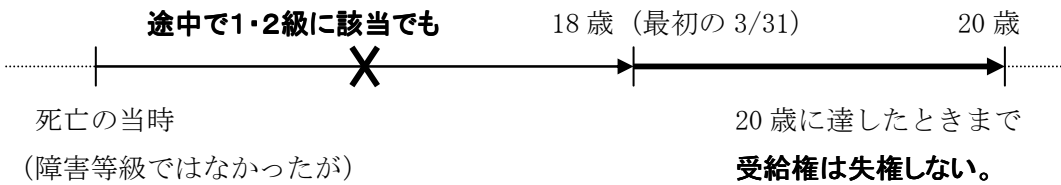
(子のみに適用される失権事由)

1. 離縁によって、死亡した被保険者又は被保険者であった者の子でなくなったとき。
2. 18歳に達した日以後の最初の3月31日が終了したとき (障害等級に該当する障害の状態にあるときを除く。)

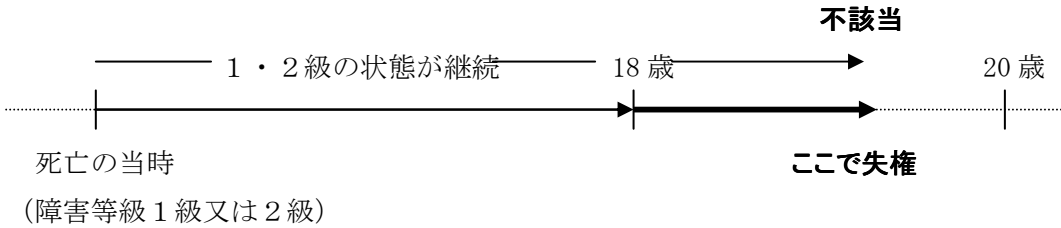


(注意) 子が障害等級に該当している場合

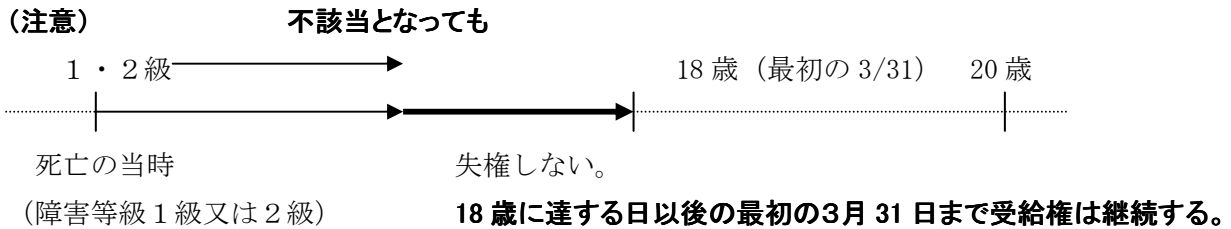




3. 障害等級に該当する障害の状態にある子について、その事情がやんだとき
(その子が18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるときを除く。)



(注意)



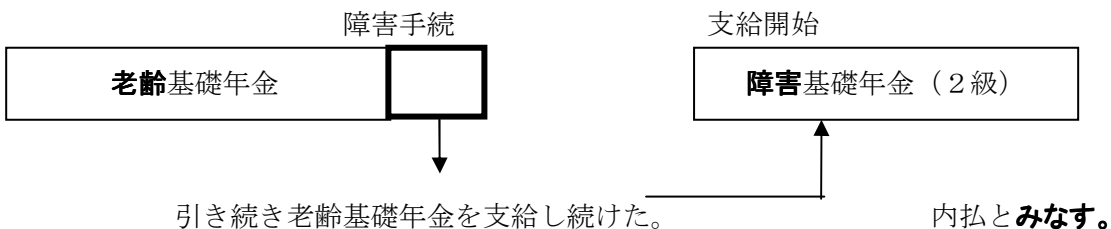
4. 20歳に達したとき

国民年金法 第21回講義資料

P688 3. 年金の支払調整

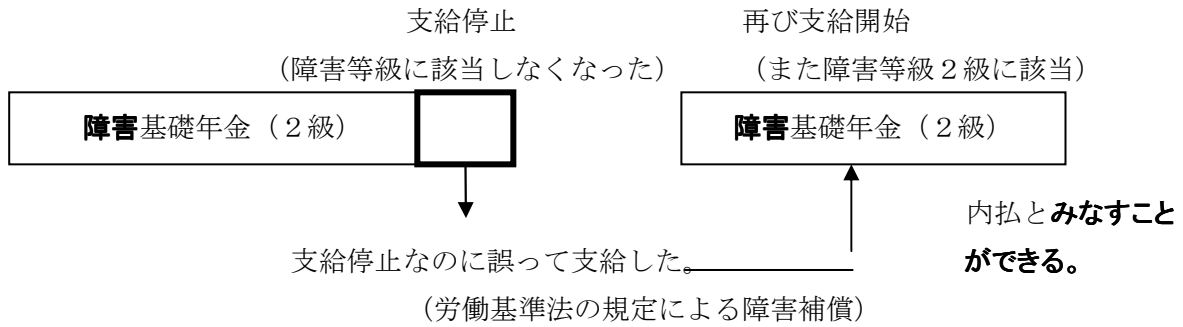
(1) 内払い

1)異なる年金間

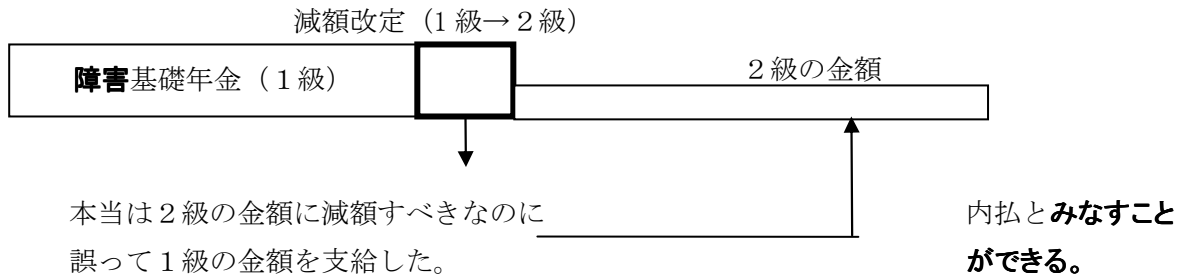


2)同一の年金間

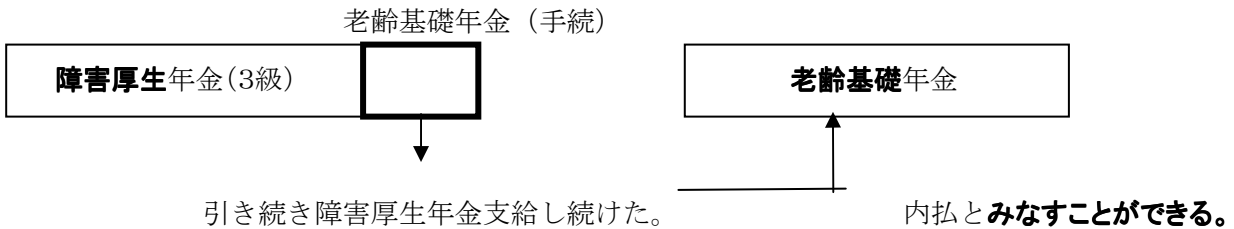
① 支給停止すべき場合



② 減額すべき場合



【厚生年金保険の年金たる保険給付との内払】



(2) 充当

